

学事第275号  
令和3年5月31日

各学校法人理事長  
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

まん延防止等重点措置の再延長に伴う私立学校の部活動等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

国は、令和3年5月28日に、本県のまん延防止等重点措置の期間を6月20日まで延長することを決定しました。

これに基づき、県では5月28日に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の対応」（添付資料1）を決定し、県教育局では延長期間中の部活動について、「まん延防止等重点措置の再延長に伴う県立学校の部活動について」（添付資料2）のとおりとすることとしました。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の対応を取るようお願いします。

併せて、各私立小・中学校におかれては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考の上、対応をお願いします。

また、令和3年5月17日付け学事第204号「新型コロナウイルス感染者発生時の対応の徹底について」で通知したとおり、寮や寄宿舎ではマスクを着用し、食事の際は会話を控える等感染対策の更なる徹底を改めてお願いします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年5月28日付け教保体第403号

「まん延防止等重点措置の再延長に伴う県立学校の部活動について（通知）」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年5月31日付け事務連絡

「まん延防止等重点措置の期間再延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

担当：総務部学事課 高等学校担当

電話：048-830-2558